

● 広告の概要

なまこ山総合体育館の施設内壁面に広告を掲示する形の広告です。

※ なまこ山総合体育館の利用者数は年間約 40,000 人です。

● 申請から掲載までの流れ

① 申請者が広告掲載申込書を市に提出



② 市が内容を審査し、結果を広告掲載決定(却下)通知書により申込者に通知



③ 市が発行する納付書により掲載料を納付



④ なまこ山総合体育館の施設内壁面に広告を掲示

● 申請することができる方

- ・ 市町村税を滞納していない方

● 申請時に提出するもの

- ・ 広告掲載申込書
- ・ 広告の原稿
- ・ 市町村税の納税証明書（完納証明書）

※ 申請書は市ホームページよりダウンロードしてください。

※ 都税事務所若しくは市区町村役場で発行する「法人（個人）市町村民税」の納税証明書です。税務署の発行する「法人税」の納税証明書ではありません。

● 申請期限

- ・ 掲載の開始を希望する月の前々月の10日まで

● 掲載料

- ・ 広告の規格が0.25㎡以上の場合

掲載期間1年の場合 1㎡当たり 19,200円

掲載期間半年の場合 1㎡当たり 10,800円

掲載期間1月の場合 1㎡当たり 2,000円

- ・ 広告の規格が0.25㎡未満の場合

掲載期間1年の場合 4,800円

掲載期間半年の場合 2,700円

掲載期間1月の場合 500円

※ 指定する期日までに市が発行する納付書で、納付していただきます。

※ 掲載期間全期間分を一括で納付していただきます。

● 掲載期間

- ・ 1月単位で最長12月

● 広告の掲載基準

- ・ 掲載できる広告は、市民の生活に関連したものであって、次のいずれにも該当しないものとなります。
 - (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する営業(食堂又はレストランで専ら飲食をさせる営業を除く。)に該当するもの
 - (3) 政治又は宗教活動に関するもの
 - (4) 個人、団体等の意見広告又は宣伝を内容とするもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

● 広告掲載の優先順位

- ・ 応募された広告が複数あった場合の優先順位は、次に掲げる順位によるものとします。
 - (1) 第1順位 市内に事業所等を有するものの広告
 - (2) 第2順位 市外に事業所等を有するものの広告

● 申請書提出先

〒079-1371 芦別市上芦別町6番地
教育委員会体育振興課体育振興係
TEL 0124-24-2525 (直通)
FAX 0124-25-5807
E-mail : taiiku@city.ashibetsu.hokkaido.jp

※ 詳しい内容につきましては「芦別市有料広告掲載に関する取扱規則」に記載されていますので、申請前に一度ご確認ください。